

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第42号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行
等に伴う関係規則の整備に関する規則

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(野田市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 野田市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和40年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による子育て部分休暇

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和60年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第9条の2第3項を次のように改める。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は条例第12条の3第1項の規定に

よる同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第9条の3 条例第12条の3第1項の規則で定める者は、第4条の3に定める者とする。

2 条例第12条の3第2項の規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 条例第12条の3第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第1号の規則で定める時間は、条例第10条の規定による特別休暇（職員の育児（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合）に係る特別休暇に限る。）、条例第12条の2の規定による介護時間又は育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間とする。

4 条例第12条の3第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号ア及びイの規則で定める時間は、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間とする。

5 条例第12条の3第8項の規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第8項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(条例第12条の5第2項の規則で定める期間)

第10条の2 条例第12条の5第2項の規則で定める期間は、同項に規定

する対象職員の子が１歳１１か月に達する日の翌々日から２歳１１か月に達する日の翌日までの１年間とする。

(野田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第４条 野田市職員の育児休業等に関する規則（平成４年野田市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の見出しを「（条例第２条第４号ア（イ）の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員）」に改める。

第６条の３を次のように改める。

（条例第８条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員）

第６条の３ 条例第８条の規則で定める非常勤職員は、第１条の２各号のいずれかに該当する非常勤職員とする。

第７条の見出しを「（部分休業の承認の請求手続、第２項申出、第３項変更の手続等）」に改め、同条第１項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第１９条第２項の規定による申出（以下「第２項申出」という。）及び同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条第２項中「第２条第２項」を「第２条第２項本文」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 任命権者は、第２項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第３項変更をしなければ条例第９条の５に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第３項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- １ この規則は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の規定並びに第３条中野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第９条の２第３項の改正規定及び第９条の２の次に１条を加える改正規定（第９条の３第１項から第３項までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(令和７年９月３０日までの間における介護時間に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年9月30日までの間における第3条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第9条の2第3項の規定の適用については、同項中「第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」とあるのは「第19条第1項の規定による部分休業」とする。